

2018 年度
総 会 議 案 書



光泉中学・高等学校同窓会

(光泉中学・高等学校)

日 時 : 2018 年(平成 30 年)8 月 18 日(土)

12:30~

会 場 : 3 階御聖堂(チャペル)

(13:00 からレクレーションまたは懇談、15:00 から懇親会を行います)

会 議 次 第

1 会長あいさつ

2 理事長あいさつ

3 校長(名誉会長)あいさつ

4 議 案

第1号議案：2015～2017年度事業報告

第2号議案：2015～2017年度決算報告

第3号議案：名誉会長・会長・副会長の選出

第3号の2議案：会計・書記の委嘱

第4号議案：2018年度事業計画

第5号議案：会則の改定

第6号議案：常任委員(口号のみ)の報告

第7号議案：2018年度予算

事業報告(2015～2017年度)

(2015年度、2016年度は各年度幹事会で承認済)

2015年度事業報告

2015年

3月 入会式、委員選出、第1回役員会、会報発行(ホームページ掲載)

7月 総会準備

8月 総会開催、親睦会開催、第2回役員会

12月 会報作成

2016年

1月 入会式準備

2月 第3回役員会

3月 入会記念品贈呈・(4月)子女入学記念品贈呈

2016年度事業報告

2016年

3月 入会式。委員選出。第1回役員会、会報発行(ホームページ掲載)

12月 第2回役員会、幹事会準備、幹事会開催、会報作成

2017年

1月 入会式準備

2月 第3回役員会

3月 入会記念品贈呈

2017年度事業報告

2017年

3月 入会式、委員選出、第1回役員会、会報発行(印刷・発送)

7月 幹事会準備

8月 幹事会開催、第2回役員会

12月 会報作成

2018年

1月 入会式準備

2月 第3回役員会

3月 入会記念品贈呈

第2号議案

決算報告(2015～2017年度)

(2015年度、2016年度は各年度幹事会で承認済)

第3号議案

名誉会長・会長・副会長の選出(案)

第3号の2議案

会計・書記の委嘱(案)

2018年度 光泉中学・高等学校同窓会役員(案)

2018年度事業計画（案）

1 随時実施

公式 facebook、LINE アクティビティ投稿

激励金贈呈

会員親睦補助

2 定例実施

2018年

3月 入会式

委員選出

第1回役員会

会報発行

6月 ホームページ改修(～3月)

8月 総会開催

懇親会開催

第2回役員会

12月 会報作成・発送準備(～3月)

2019年

1月 入会式準備

2月 第3回役員会

3月 入会記念品贈呈・会報発送・(4月)子女入学記念品贈呈

3 事業計画における同窓会活動の活性化

本会員、恩師、在校生の連帯を深めるため、以下の事業を推進します。

(1) インターネットの活用

ホームページ、LINE などインターネット媒体の画像、動画などを活用して、母校の情報や本会活動のようすを継続的に発信します。

(2) 会報の充実

母校の教育活動を、豊富な記事・写真で発信する学園通信「光泉」3 学期号と同窓会報を毎年合体。今までよりも充実した母校現況を、印刷媒体で会員に発信します。

(3) 懇親会の充実

インターネットや印刷媒体だけでなく、フェイス・トゥ・フェイスで交流できる場として、毎年夏、母校を会場とした懇親会やレクレーション大会など、イベントを大規模に開催し、同期・同級・恩師・在校生代表の親睦の契機とします。

(4) 同期・同級親睦の充実

同期・同級・恩師との親睦活動を充実させるため、懇親会費用の一部を補助します。

(5) その他の事業

会員子女の母校入学祝や、さまざまな補助特典を充実させていきます。

(6) 母校の募金活動への協力

母校が実施する寄付の勧誘に協力します。

会則の改定（案）

主要内容・改定日

改 定	現 行
光泉中学・高等学校同窓会会則	
<p>(支部・各期会の設置) 第3条 本会は、会員の多数存在する地方に支部を設けることができる。支部設置の時は、その所在地及び会員名簿を本部事務局に連絡するものとする。 <u>②卒業年度ごとに、各期会(同期会)を設ける。</u></p> <p>(事業) 第5条 本会は、その目的を達成するために次の事業を行なう。</p> <p>③前項第1号の事業のひとつとして、<u>支部、各期、同級</u>による親睦に要する会場費・飲食費等を、補助することがある。</p> <p>(役員) 第6条 本会を運営するため、会員の中から以下の役員を選出する。役員の仕事は次の通りとする。</p> <p>(3)副会長 2名以上 会長を補佐し、会長に事故あるときはその仕事を代行する。</p> <p>(6)常任委員 若干名 本部の企画・運営に参画する。</p> <p><u>(6)の2 各期会長・副会長 母校生徒会役員等のうち各期2名 各期会活動の企画・運営を行う。常任委員を兼ねる。</u></p> <p>(7)クラス委員 卒業時各クラス2名 本部と正会員との連絡を密にし、同期生の中核として会運営に協力する。</p> <p>(役員を選出) 第7条 本会の役員を選出方法は、次の通りとする。</p> <p>(2)会計・書記 会長が<u>常任委員</u>の中から委嘱する。</p> <p>(3)常任委員 <u>常任委員は、以下に掲げる者とする。</u></p> <p style="margin-left: 20px;">イ 各期会長及び副会長 ロ 名誉会員のうち、名誉会長から委嘱された者</p> <p><u>(3)の2 会計監査 会員の中から互選する。</u></p> <p><u>(4)クラス委員 各期生より卒業時のクラスから2名を、その期生の正会員が互選する。</u></p> <p>(役員任期) 第8条 役員任期は3年とする。ただし再選を妨</p>	<p>(支部の設置) 第3条 本会は、会員の多数存在する地方に支部を設けることができる。支部設置の時は、その所在地及び会員名簿を本部事務局に連絡するものとする。</p> <p>(事業) 第5条 本会は、その目的を達成するために次の事業を行なう。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>② (略)</p> <p>③前項第1号の事業のひとつとして、支部、同期・同部等による親睦に要する会場費・飲食費等を、補助することがある。</p> <p>(役員) 第6条 本会を運営するため、会員の中から以下の役員を選出する。役員の仕事は次の通りとする。</p> <p>(1)名誉会長 1名 母校校長。 (2)会長 1名 本会を代表し、会務を統括する。 (3)副会長 2名 会長を補佐し、会長に事故あるときはその仕事を代行する。 (4)会計 1名 本会の会計事務を行なう。 (5)書記 1名 本会の庶務を整理する。 (6)常任委員 若干名 本部の企画・運営に参画する。</p> <p>(7)委員 若干名 本部と正会員との連絡を密にし、同期生の中核として会運営に協力する。</p> <p>(役員を選出) 第7条 本会の役員を選出方法は、次の通りとする。</p> <p>(1) (略) (2)会計・書記 会長が委員の中から委嘱する。 (3)常任委員・会計監査 委員の中から互選する。</p> <p>(3)の2 (分離線下げ) (4)委員 各期生より卒業時のクラス数と同人数を、その期生の正会員が互選する。 (以下略)</p> <p>(役員任期) 第8条 役員任期は3年とする。ただし再選を妨</p>

げない。
②常任委員は、名誉会員から選出された者を除き任期を定めない。
(幹事会)
第 8 条の 3 の 2 幹事会は、総会に準じた議決機関とし、第 6 条に定める役員、およびクラス委員で構成する。
 ②幹事会は、総会が開催されない年の 8 月に会長が招集する。
 ③幹事会は、総会と同等の議決権をもち、幹事会での承認をもって案件の承認とする。
③幹事会で承認された事項は、次回の総会で報告しなければならない。
(本部役員会)
第 8 条の 4 本部役員会は、第 6 条に定める本部役員(会長、副会長、会計、書記)および顧問で構成する。
 ②本部役員会は、本会の運営に必要な事業を企画し、実行する。
 ③重要事項の中で急を要するものは、本部役員会で決議執行し、次の総会で承認を受ける。
 ④本部役員会は、必要に応じ会長が招集する。ただし、役員 2 名以上の者から請求があったときは、その都度招集しなければならない。
 ⑤本部役員会の議長は、会長または副会長がこれにあたる。
 ⑥本部役員会は、役員 5 名以上、および本部役員らに顧問各 1 名以上の出席をもって成立し、議事は出席者の過半数をもって決し、賛否同数の時は議長がこれを決する。なお、委任状による出席はこれを認める。
第 8 条の 6 (削除)
(各期会)
第 8 条の 7 各期会は、卒業年次ごとに設置し各期会長、副会長およびクラス委員で構成する。
②各期会は、卒業期数に応じて、それぞれ「〇〇期会」と称する。
③各期会は、本部の支援を受け、母校と連携しながら同期会合等、親睦を図る行事を企画し、実行する。
(支部会)
第 8 条の 8 支部会は、会員の求めに応じ、地方に在住・所属する会員で構成する。
②支部会の設置は、本部役員会が審議し、総会で承認を得なければならない。
③支部会の運営は、各期会に準ずる。
(会費)
 第 11 条の 2 会費は永年会費とし、入会時に徴収する。
 ②会費額は、金 10,000 円とする。

附 則

 (略)
 7 本会則は平成 29 年度 9 月 1 日改定施行する。
 8 本会則は平成 30 年度 9 月 1 日改定施行する。
 9 第 6 条第 1 項第 6 号の 2 に定める各期会長・副会長は、平成 30 年度高校卒業生期以降、入会時に選出

げない。
(幹事会)
 第 8 条の 6 幹事会は、第 6 条に定める役員、およびクラス委員で構成する。
 ②総会が開催されない年の 8 月に会長が招集する。
 ③総会と同等の議決権をもち、幹事会での承認をもって案件の承認とする。
 ③幹事会で承認された事項については、次回の総会で報告をする。
(役員会)
 第 8 条の 4 役員会は、第 6 条に定める役員で構成する。
 ②役員会は、本会の運営に必要な事業を企画し、実行する。
 ③重要事項の中で急を要するものは、役員会で決議執行し、次の総会で承認を受ける。
 ④役員会は、必要に応じ会長が招集する。ただし、役員 3 分の 1 以上の者から請求があったときは、その都度招集しなければならない。
 ⑤役員会の議長は、会長または副会長がこれにあたる。
 ⑥役員会は、役員 3 分の 2 以上の出席をもって成立し、議事は出席者の過半数をもって決し、賛否同数の時は議長がこれを決する。なお、委任状による出席はこれを認める。
第 8 条の 6 (「幹事会」を 8 条の 3 の 2 に移動)
第 8 条の 7 (新 設)
第 8 条の 8 (新 設)
(会費)
 第 11 条の 2 会費は永年会費とし、入会時に徴収する。
 ②会費額は、金 6,000 円とする。

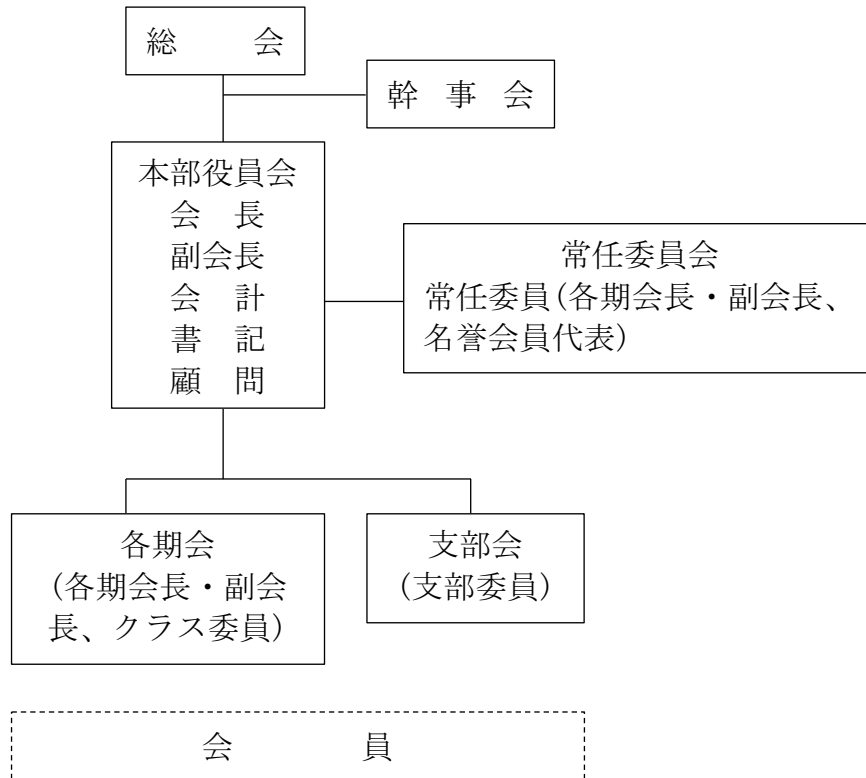
附 則

 (略)
 7 本会則は平成 29 年度 9 月 1 日改定施行する。

<p>する。ただし、同年度以前の各期会会長および副会長は、互選または推挙等により、可及的速やかな選出に努める。</p>										
<p>第 5 条 第 3 項(親睦補助)に定める補助の基準</p>										
<p><u>支部、同期または同級の単位で会合を実施する場合は、本基準により 1 人年 1 回を限度に補助を行います。</u></p> <p>(1) <u>同期または同級会員親睦が目的であること。</u></p> <p>(2) <u>開催 1 週間前までに、様式により卒業年度、組、参加会員名、会場の申請を行うこと。</u></p> <p>(3) <u>同期または同級会を分割して開催する場合は、参加数が最大の会合に補助します。</u></p> <p>(4) <u>1 回の開催における会員数・補助額は、別表のとおりとします。</u></p> <p>(5) <u>参加者に満 20 歳未満の者がいる場合は、飲酒を勧めてはいけません。</u></p> <p>(6) <u>風俗営業法に定める施設での開催には補助しません。</u></p> <p>(7) <u>利用者は、必ず会合後利用した施設の領収証または請求書および参加者名簿を添えて、事務局に申請を行ってください。</u></p> <p>(8) <u>希望により、本会全体懇親会当日に仮払いを受けることができます。ただし、事後に必ず前項手続きを行ってください。</u></p> <p>(9) <u>本事業の利用は上記の条件を満たしたうえで申込み先着順とし、各年度において本事業予算が消化されしだい補助を停止します。</u></p> <p>(10) <u>部活の会合において、部員以外の同期生会合の開催促進を目的とする場合は、補助を行うことがあります。</u></p>	<p>以下の条件を満たした支部または会に対し、1 会合につき 30,000 円を年 1 回を限度として補助する。</p> <p>(1) 会員のみが参加し、親睦を図る目的であること。</p> <p>(2) 事前に支部または会としての届け出を行うこと。</p> <p>(3) 組または部・クラブを会の単位とすること。合同開催の場合は、1 会合とする。</p> <p>(4) 前項について、同一組で複数の届出は認めない。部・クラブの重複しない年次区分の届出は認める。</p> <p>(5) 1 回に 10 名以上が、同時に同一会場に集合する会合であること。</p> <p>(6) 参加者が、全員満 20 歳に達していること。</p> <p>(7) 風俗営業法に定める施設での開催には補助しない。</p> <p>(8) 利用者は、会合後利用した施設の領収証または請求書および参加者名簿を添えて、事務局に申請を行うこと。</p> <p>(9) 本事業の利用は上記の条件を満たした上で申込み先着順とし、各年度において本事業予算が消化されしだい補助を停止する。</p>									
<p>別表</p>										
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;"></th> <th style="width: 40%; text-align: center;">同 期</th> <th style="width: 40%; text-align: center;">同 級</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">参加数(名)</td> <td style="text-align: center;">20 以上</td> <td style="text-align: center;">10</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">補助額(円)</td> <td style="text-align: center;">①②の合計額 ①40,000+10名ごとに 20,000 ②10,000~20,000</td> <td style="text-align: center;">20,000</td> </tr> </tbody> </table>			同 期	同 級	参加数(名)	20 以上	10	補助額(円)	①②の合計額 ①40,000+10名ごとに 20,000 ②10,000~20,000	20,000
	同 期	同 級								
参加数(名)	20 以上	10								
補助額(円)	①②の合計額 ①40,000+10名ごとに 20,000 ②10,000~20,000	20,000								
<p>同期会は第 3 年次で 2 クラス以上</p>										

改定日：平成 30 年 8 月 18 日

(同窓会運営組織図)



(様式)

年 月 日

親睦補助金申請書

会員親睦のための会合の開催について、下記の通り申請します。
(仮払いを受けた場合は、開催後速やかに領収証の写を提出します)

記

区 分	<input type="checkbox"/> クラス会 <input type="checkbox"/> 同期会 (<input type="checkbox"/> 部活同期会)		
代 表 者 (卒 業 年)	氏 名	(年 3 月卒)	(組・担任名)
	(連絡先携帯またはメアド：)		
開 催 日	年 月 日 () 時～		
開 催 場 所	会場名	電話	
	住所		
参 加 者 数	名	申請額	円
		<input type="checkbox"/> 会合後受取り <input type="checkbox"/> 全体懇親会日仮払	
領収印			
参加者名簿 (組・会員名。教職員含む)			
同窓会使用欄	決 定 額	点 検	出 金

クラス会：10名以上 20,000円 同期会：20名以上 40,000円+10名につき 20,000円および加算。
領収証写は、画像送信可。

(会則第5条第3項(親睦補助)に基づく)

第 6 号議案

常任委員の報告(口号のみ)(案)

(会則第 7 条第 1 項第 3 号ロに基づく)

第 7 号議案

2018 年度予算 (案)

2018 年 4 月 1 日～2019 年 3 月 31 日

(資料1：会則および会則施行基準)

光泉中学・高等学校同窓会会則

第1章 総 則

(名称および事務局)

第1条 本会は、「光泉中学・高等学校同窓会」と称し、本部事務局を聖パウロ学園光泉中学・高等学校(以下「母校」という、滋賀県草津市野路町178)内に置く。

(会 員)

第2条 本会は、次の会員によって組織する。

(1)正会員 母校卒業生及び母校の中学・高等学校に在席した者で入会を希望する者。

(2)名誉会員 母校の教職員及び旧教職員。

(支部の設置)

第3条 本会は、会員の多数存在する地方に支部を設けることができる。支部設置の時は、その所在地及び会員名簿を本部事務局に連絡するものとする。

(目 的)

第4条 本会は、同窓会員相互の親睦と団結を図り、母校の発展のために協力することを目的とする。

(事 業)

第5条 本会は、その目的を達成するために次の事業を行なう。

(1)会員相互の親睦と連絡を支援する事業。

(2)会報等連絡媒体を用い、開示された母校の現況や計画を告知する事業。

(3)会員名簿の発行。

(4)母校の発展拡大に寄与する事業もしくは寄付。

(5)会員にとって有益な事業及び福祉となる事業。

(6)その他必要な事業

②前項各号に定める事業実施のために、会員個人情報を利用することがある。

③前項第1号の事業のひとつとして、支部、同期・同期等による親睦に要する会場費・飲食費等を、補助することができる。

④同項第2号の事業における媒体として、インターネットを利用することがある。

⑤同項第5号の事業のひとつとして、会員あてに優待商品案内等を行うことがある。

⑥同項同号の事業のひとつとして、本会新入会員に記念品を贈る。

⑦同項同号の事業のひとつとして、希望する会員子女の母校入学祝を贈る。

前各号における基準は別に定める。

第2章 役 員

(役 員)

第6条 本会を運営するため、会員の中から以下の役員を選出する。役員の任務は次の通りとする。

(1)名誉会長 1名 母校校長。

(2)会 長 1名 本会を代表し、会務を統括する。

(3)副会長 2名 会長を補佐し、会長に事故あるときはその任務を代行する。

(4)会 計 1名 本会の会計事務を行なう。

(5)書 記 1名 本会の庶務を整理する。

会長・副会長・会計・書記を四役の本部役員と呼ぶ。

(6)常任委員 若干名 本部の企画・運営に参画する。

(7)委 員 若干名 本部と正会員との連絡を密にし、同期生の中核として会運営に協力する。

(8)会計監査 2名 本会の財産・会計事務を監査する。

(9)顧 問 若干名 本会の運営に助言を与える。

(役員を選出)

第7条 本会の役員を選出方法は、次の通りとする。

(1)会長・副会長 常任委員会で候補者を選び、総会において出席正会員の過半数の賛同を必要とする。

(2)会計・書記 会長が委員の中から委嘱する。

(3)常任委員・会計監査 委員の中から互選する。

(4)委 員 各期生より卒業時のクラス数と同人数を、その期生の正会員が互選する。

(5)顧 問 常任委員会が、母校の現教職員に依頼する。

(役員任期)

第8条 役員任期は3年とする。ただし再選を妨げない。

第3章 会 議

(会議の種類)

第8条の2 本会は、次の会議を行う。

(1)総 会

(2)役員会

(3)常任委員会

(4)幹事会

(総 会)

第8条の3 総会は、本会の最高議決機関とする。

②総会は、3年に1回8月に会長が招集し、次の事項を議決する。

(1)事業報告の承認

(2)会計決算の承認

(3)事業計画の承認

(4)会費改定の承認

(5)予算の承認

(6)会長・副会長の承認

(7)その他本会の重要事項に関すること

③臨時総会は、必要に応じ会長が招集し開催する。ただし、会員の3分の1以上の者から請求があったときは、その都度招集しなければならない。

④総会の議長は、会長または副会長が指名する。

⑤総会は、会員20名以上の出席をもって成立し、議事は出席者の過半数をもって決し、賛否同数の時は議長がこれを決する。なお、委任状による出席はこれを認める。

(役員会)

第8条の4 役員会は、第6条に定める役員で構成する。

②役員会は、本会の運営に必要な事業を企画し、実行する。

③重要事項の中で急を要するものは、役員会で決議執行し、次の総会で承認を受ける。

④役員会は、必要に応じ会長が招集する。ただし、役員会の3分の1以上の者から請求があったときは、その都度招集しなければならない。

⑤役員会の議長は、会長または副会長がこれにあたる。

⑥役員会は、役員会の3分の2以上の出席をもって成立し、議事は出席者の過半数をもって決し、賛否同数の時は議長がこれを決する。なお、委任状による出席はこれを認める。

(常任委員会)

第8条の5 常任委員会は、常任委員および顧問で構成する。

②常任委員会は、会長の諮問機関として、事業、予算、会費、会則について企画、答申する。

③常任委員会は、本会運営事務局を兼ねる。

(幹事会)

第8条の6 幹事会は、第6条に定める役員、およびクラス委員で構成する。

②総会が開催されない年の8月に会長が招集する。

③総会と同等の議決権をもち、幹事会での承認をもって案件の承認とする。

④幹事会で承認された事項については、次回の総会で報告をする。

第4章 会 計

(経 費)

第9条 本会の経費は、入学金、会費、寄付金及びその他の収入をもってこれにあてる。

(事業費用)

第10条 第5条の事業に要する費用は、原則として本会が負担する。ただし、受益者が負担することが相応な事業については、一部会員等から徴収することができる。

(会計年度)

第11条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会 費)

第11条の2 会費は永年会費とし、入会時に徴収する。

- ②会費額は、金 6,000 円とする。
- ③会員が脱会する場合であっても、納付した会費は返却しない。
- ④特別な事業の実施または予算に不足が生じた場合は、総会の議決により特別会費を徴収することができる。

第 5 章 会計監査

(監査と報告)

第 11 条の 3 会計監査は、会計年度終了後に監査を行い、総会に報告する。

第 6 章 入会及び脱会

(入 会)

第 11 条の 4 本会への入会は、卒業時に行う。ただし、第 2 条第 1 項第 1 号に定める卒業をしていない在籍者で、入会を希望する者については、所定の審査を経て会長がこれを認めることがある。ただし、入会金の納付を要する。

(脱 会)

第 11 条の 5 会員の脱会は、次の場合とする。

- (1)本人の申し出があったとき
- (2)母校及び本会の名誉、信用を著しく汚し、母校及び本会に著しく不利益、損害を与えたとき

第 7 章 その他

第 12 条 (削 除)

(会則の改廃)

第 13 条 本会則は、必要に応じ総会に諮って改廃することができる。ただし、出席者の 3 分の 2 以上の同意を必要とする。

(細則の制定)

第 13 条の 2 本会の運営に必要な細則は、役員会の承認を経て別にこれを制定することができる。ただし、この場合は、次の総会に報告し、承認を得なければならない。

(支部の組織)

第 14 条 本会の支部の組織は本部に準じる。

(慶弔規程)

第 15 条 逝去されてから 2 ヶ月以内に連絡があった会員に対して、本会として弔慰の意を表する場合、以下の規定による。

- ・役員：生花若しくは弔慰金 10,000 円(1 万円を上限とする)
 - ・会員：弔電
- その他会長が必要と認める場合はこの限りではない。

附 則

- 1 本会則は平成 3 年 6 月 9 日より施行する。
- 2 正会員は現住所、連絡先、氏名その他身上の変更を生じたときは本部事務局に連絡しなければならない。
- 3 本会発足 1 年次は委員の数を卒業時のクラス数の 3 倍、2 年次は 2 倍の委員数とし、3 年次より第 7 条(4)を適用する。
- 4 本会則は平成 18 年度 8 月 27 日改定施行する。
- 5 本会則は平成 24 年度 9 月 1 日改定施行する。
- 6 本会則は平成 26 年度 9 月 1 日改定施行する。
- 7 本会則は平成 29 年度 9 月 1 日改定施行する。

第 5 条第 3 項(親睦補助)に定める補助の基準

以下の条件を満たした支部または会に対し、1 会合につき 30,000 円を年 1 回を限度として補助する。

- (1) 会員のみが参加し、親睦を図る目的であること。
- (2) 事前に支部または会としての届け出を行うこと。
- (3) 組または部・クラブを会の単位とすること。合同開催の場合は、1 会合とする。
- (4) 前項について、同一組で複数の届出は認めない。部・クラブの重複しない年次区分の届出は認める。
- (5) 1 回に 10 名以上が、同時に同一会場に集合する会合であること。
- (6) 参加者が、全員満 20 歳に達していること。
- (7) 風俗営業法に定める施設での開催には補助しない。
- (8) 利用者は、会合後利用した施設の領収証または請求書および参加者名簿を添えて、事務局に申請を行うこと。
- (9) 本事業の利用は上記の条件を満たした上で申込み先着順とし、各年度において本事業予算が消化されしだい補助を停止する。

第 5 条第 6 項(入会記念品)に定める記念品の基準

- (1) 本校同窓生であることを想起し会の活性化に寄与するような物品で、意匠に校章や校名または会名の入ったもの。
- (2) 単価、物品の内容は会長が決定する。

第 5 条第 7 項(子女入学祝)に定める祝品の基準

以下の条件を満たした会員子女の入学に際し、予算の範囲内で以下の金品を贈る。

ただし、予算が不足する場合は、基準額を引き下げることがある。

- (1) 入学後商品(聖書など)等で贈与する。
- (2) 1 名につき 1 回贈与する。(再入学・高校内部進学入学には贈与しない)

(資料 2 : 激励金内規)

光泉中学・高等学校同窓会 各種大会出場激励金交付基準

(趣 旨)

第 1 条 この基準は、各種文化・スポーツの振興を図るために、世界大会、全国大会、地区大会(以下「各種大会」という)に出場する個人または団体に対し、光泉中学・高等学校各種大会出場激励金(以下「激励金」という)を交付することに関し、光泉中学・高等学校同窓会会則第 4 条と第 5 条に基づいて、必要な事項を定めるものとする。

(激励金の交付対象者)

第 2 条 激励金の交付対象者は、競技協会およびこれらの協会に加盟する競技団体が開催する大会に、日本、滋賀県または学校の代表として出場登録する選手で、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、親善・交歓等を目的として開催される大会、中・高連盟が開催する大会に出場登録するもの、および同窓会が別に定める基準等により、激励金の交付対象になったものについては、この限りではない。

- (1)光泉中学・高等学校に籍を有する個人。
- (2)光泉中学・高等学校に籍を有する団体。
- (3)在籍する選手が受け取ることができる激励金は、連盟・協会等が主催する大会とする。
- (4)その他、同窓会会長が特に必要と認めるもの。

(激励金額)

第 3 条 激励金額は、別表のとおりとする。

(激励金の交付申請)

第4条 激励金の交付を受けようとする者は、交付を受けようとする大会の20日前までに、光泉中学・高等学校同窓会各種大会出場激励金交付願申請書(別記様式)の次の各号に掲げる書類を添えて、同窓会長に申請するものとする。ただし、予選と大会が20日以内の場合は、大会の5日前までとする。

第5条 この基準に定めるもののほか必要な事項は、そのつど同窓会長が定める。

付 則

- 1 この基準は、平成17年8月28日から施行し、平成17年度からの激励金について適用する。
- 2 この基準は、平成24年9月1日に改定し同日から施行する。

別 表(第3条関係)

激励金額

大会区分	個人	団 体		
世界大会	50,000円	/		
全国大会 国民体育大会	5,000円	3名以下	1人につき	5,000円
		4~9名	1団体につき	20,000円
		10名以上	1団体につき	30,000円
地区大会	3,000円	4名以下	1人につき	3,000円
		5~9名	1団体につき	15,000円
		10名以上	1団体につき	20,000円